

いじめ問題への具体的対応

桜川市立大國小学校

【いじめ防止対策推進法 第2条 定義】

「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」

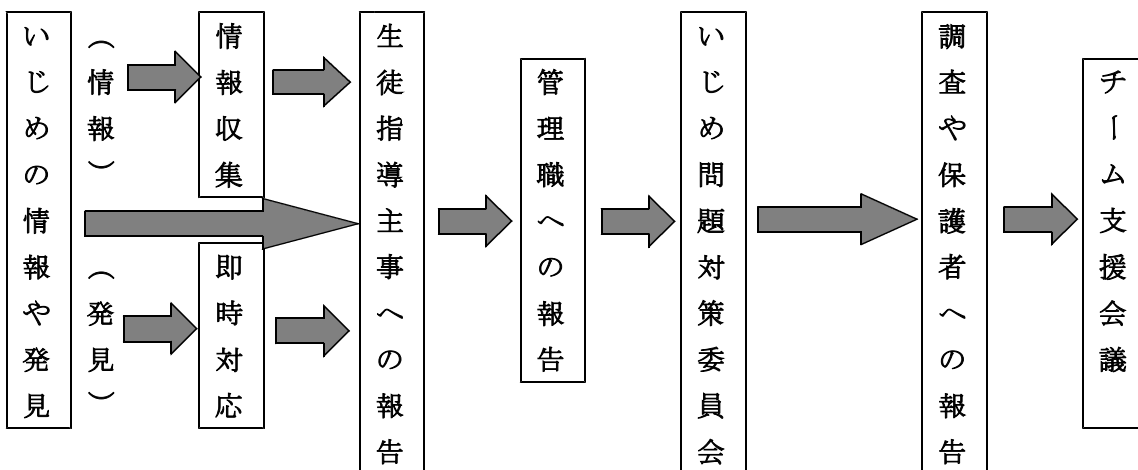
【大國小学校のとらえ】

いじめの定義を広義的に解釈し、「いじめとは相手が心身の深刻な苦痛を感じているもの。」とする。

いじめは人間が存在するところには起こりうるものである

- ・ 小さなサインを見逃さない目をもつ
- ・ いじめを見逃さず危機感をもった対応
- ・ 早期対応・未然防止の取り組み

【いじめへの基本的な流れ】



【基本的な流れの留意点】

- ・ 管理職への報告まではいじめの情報や発見したその日のうちに行う。
- ・ いじめ問題対策委員会は状況に応じて委員会メンバーまたは全職員で行い、共通理解と対応の確認を行う。
- ・ いじめ問題対策委員会では、いじめを受けた児童への対応、保護者への説明、いじめを行った児童への対応、全体への対応等の今後の対応及び役割分担を協議する。
- ・ 保護者への対応で行う家庭訪問は2人で行く。
- ・ チーム支援は状況に応じて、関係機関と連携する。
- ・ いじめが解消したと見えても、経過観察をする。

いじめへの具体的対応

いじめの情報入手（子どもや保護者からの訴え等）

- 「いじめになるかもしれない」という意識で情報を観る。
- 他の教師に、情報の収集や観察等の協力をもらう。
- 子どもたちと過ごす時間を増やし、状況を観察する。
- 朝の会、帰りの会、学年集会などで、いじめ問題についての一般的な話をし、教師のいじめ問題に対する強い姿勢を示す。

いじめの発見（いじめの現場や手紙等の発見）

- 即時、直接的介入を行い、情報を収集し事実確認を行う。
- 感情的にならず、毅然とした態度で介入する。
- 発見者は、学級担任、生徒指導主事等に報告する。
- 関係した子どもに対し、事実に基づいた具体的な行動や言葉を確認する。
- その日のうちに、関係教職員間で共通理解を図る。
- 学級担任または生徒指導主事は、即時に管理職に報告するとともに一連の記録を必ず取り管理職に報告する。

情報調査に関する注意点（いじめの有無について判断する場合）

- 情報入手の段階では、本人がいじめられていることを語らないことが多いので、性急に話を進めず、まず本人の気持ちをよく聴く姿勢でかかわる。
- 事実確認の段階で、善し悪しの判断を安易にしない。
- 多面的に事実を確認し、内容に矛盾がないか慎重に検討する。
- 最初からいじめられた子ども、いじめた子ども及び関係者を一堂に集めて、調査や話し合いをするようなことは、絶対にしない。
- 情報提供者（児童生徒等）に迷惑が及ばないように配慮する。

管理職への報告並びに指導方針会議

- 緊急対応の必要性をさぐる。（自殺予告など命にかかわる可能性が少しでもある場合については迷わず緊急対応が必要）
- いじめ問題解決のための指導方針会議を開く。
 - ・ 調査内容や方法について
 - ・ いじめの実態の分析
 - ・ いじめを受けた児童への対応
 - ・ いじめを行った児童への対応
 - ・ 保護者への対応
 - ・ 児童全体への対応
 - ・ 具体的な指導・援助の方針を検討し、役割分担を決め、支援チームを組む。
- 全職員で指導方針会議を行い、共通理解と対応の確認を行う。

関係機関との連携

いじめとして判断したときの対応

いじめを受けている児童及び保護者への対応

〔児童への対応〕

- いじめられている子どもの側に立ち、必ず守り通すという姿勢を明確にする。
- 子どもの心を受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
(「あなたにも直すべきところがあるよ」などの発言は絶対にしない)
- 今後の対応については、本人の気持ちに配慮しながら進めていく。
- 場合によっては、緊急避難としての欠席等の弾力的な対応も考える。
- 和解の形で終わっても、安易に問題が解決したと考えず、その後の行動や心情をきめ細かに継続して見守る。

〔保護者への対応〕

- 保護者へは被害者保護最優先の姿勢で接し、配慮のない発言を絶対にしない。
- 誠意をもって素早く対応し、学校への不信感を生じさせないようにする。
(電話連絡し、2人で家庭訪問を行い、事情説明や今後の対応を説明する)
- 保護者の訴えを共感的態度で傾聴し、学校の非は率直に謝罪する。
- 保護者へは、随時、指導・援助の事前及びその後の経過の説明等を十分に行う。

いじめた児童生徒及びその保護者への対応

〔児童への対応〕

- 「いじている」と認識していなかったり、認めようとしなかったりするケースが多いので、まず、本人の不満や気持ちをよく聴く姿勢でかかわる。
- いじめられた子どもの心理的・肉体的な苦痛を十分理解させ、いじめが、人間として許されない行為であることを分からせる。
- 集団によるいじめの場合、いじめの中心となる子どもが、表面に出ていない場合があるので、集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目標をもたせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気よく継続して行う。

〔保護者への対応〕

- 保護者の心情に配慮して対応し、学校への不信感を生じさせないようにする。
- 保護者へは、指導・援助の事前及びその後の経過の説明等を十分に行う。
(電話連絡し、2人で家庭訪問を行い、事情説明や今後の対応を説明する。
また、本人のよさを生かしていくことなども話に入れる)
- 「学校と家庭が連携して子どもを育てていく」という共通理解が、保護者との間に持てるよう努め、保護者の考えを十分尊重しながら協力を依頼する。
- 十分な指導をしたにもかかわらず、いじめが継続する場合は、いじめる子どもに対する出席停止措置や警察等の協力を得た厳しい対応措置をとる。(出席停止措置は懲戒処分ではないという観点から、その期間中は、子どもの立ち直りのために個に応じた指導を工夫する)

ネット上のいじめ等の未然防止・早期発見・早期対応

〔児童への対応〕

- 「ちょっと待ってケータイ」等のパンフレットを活用して，注意を促す。
- 「いじめは絶対ダメ」ということを教えるとともに考えさせる時間を設ける。
- 道徳や教科等において，情報モラル教育を行う。

情報モラル教育とは

ネット上のルールやマナー，危険回避，個人情報・プライバシー
人権侵害，著作権への対応などに関する教育

〔保護者への対応〕

- 「ちょっと待って！はじめてのケータイ」等のリーフレットを活用したり，携帯会社の講師を招へいしたりしての講習会実施と広報啓発活動を行う。

〔保護者へのお願い〕

- ・子供が使用する携帯電話等はフィルタリングをかける。
- ・携帯音楽プレーヤーやゲーム機，学習用タブレット等の通信機器等からもインターネット接続が可能であり，安易なインターネット接続に気を付ける。
- ・接続するサイトやダウンロードするアプリは確認する。
- ・子供と話し合い，使用時間や使用料金等のルールを決める。

〔学校としての対応〕

- 児童との信頼関係構築を基盤とした情報交換。
- 教職員の事例対応などの研修の実施。
- 学校裏サイトのチェック
(茨城県民広場，茨城の学校掲示板，学生JAPAN-RANKING
全国学校サイトRANK等)
- 事案が生じたら，校長先生の指示の下，市教育委員会へ連絡する。
連携しながら対応する。

※大和中学校区SNS3箇条(大和中学校区の児童生徒の約束です。)

- ・使用時間を決めよう。(使いすぎは学習に悪影響が出ます。)
- ・使用方法や内容はお家の方と相談しよう。
- ・何か困ったことがあったら近くの大人に相談しよう。